

○南九州市地球温暖化対策事業補助金交付要綱

令和6年3月25日
告示第70号

(趣旨)

第1条 この告示は、2050年カーボンニュートラルの実現及び2030年温室効果ガス排出削減目標達成のため、南九州市地球温暖化防止実行計画及び南九州市再生可能エネルギー導入ロードマップに基づく脱炭素の基盤となる取組を行う事業者等に対し、予算の範囲内で南九州市地球温暖化対策事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、南九州市補助金等交付規則（平成19年南九州市規則第42号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 充電設備 電気自動車（搭載された電池によって駆動される電動機のみを原動機として内燃機関を併用しない四輪以上の検査済自動車をいう。）及びプラグインハイブリッド自動車（搭載された電池によって駆動される電動機と内燃機関を原動機として併用し、かつ、外部からの充電が可能な四輪以上の検査済自動車をいう。）に充電するための設備であって、次に掲げるものをいう。

ア 急速充電設備 電源から充電用の直流電力を作り出す電源装置及び電気自動車等に搭載された電池への充電を制御する機能を共に有する、一基当たりの定格出力が10キロワット以上のもので、充電コネクタ、ケーブルその他の装備一式を備えたものをいう。

イ 普通充電設備 漏電遮断機能及びコントロールパイロット機能を有する、一基当たりの定格出力が10キロワット未満のもので、充電コネクタ、ケーブルその他の装備一式を備えたものをいう。

(2) 太陽光発電設備 太陽電池（太陽光パネル）を利用して直流の電気を発生させるための設備及びこれに付属するシステムであって、次に掲げるものをいう。

ア 太陽光パネル設備

イ 蓄電池

ウ エネルギーマネジメントシステム

エ 自営線

(3) 電気自動車 電気をエネルギー源とし、電動機（電気モーター）で走る自動車をいう。

(4) PPA 発電事業者が需要家の敷地内に設置した太陽光発電設備で発電した電気を、需要家が購入する契約形態をいう。

(5) リース 需要家が希望する太陽光発電設備をリース事業者が代わりに購入し、需要家から太陽光発電設備の使用に係る対価を回収する契約形態をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号のいずれかに該当する事業で、かつ、別表に定めるものとする。

(1) 二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱（令和4年環政計発第2203301号）及び地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領（環政計発第2203303号。以下「国実施要領」という。）に基づき実施される重点対策加速化事業

(2) その他市長が認める事業

(補助対象者)

第4条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者であって、かつ、別表に定めるものとする。

(1) 事業者の所在地における市区町村税等に滞納がない者

(2) 南九州市暴力団排除条例（平成24年南九州市条例第28号）第2条第1号に規定する暴力団及び同条第2号に規定する暴力団員でない者

(3) 南九州市内において前条に定める事業を行う民間事業者

(補助対象経費)

第5条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に際し支出される経費であって、消費税及び地方消費税相当額を除いた額とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、別表のとおりとする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、市長が別に定める募集期間内に、規則第3条の規定による補助金等交付申請書（以下「交付申請書」という。）に必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、規則第6条の規定による補助金等交付決定通知書により補助金の交付決定を受ける者（以下「補助事業者」という。）に通知するものとする。

2 市長は、前項の審査において必要があると認めるときは、現地調査等を行うことができるものとする。

(申請の取下げ)

第9条 補助事業者は、当該交付決定の内容に不服があり、補助金の交付申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を発した日から15日以内にその旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請の取下げがあったときは、速やかに当該申請に係る補助金の交付決定を取り消すものとする。

(状況報告等)

第10条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、経理状況その他必要な事項について、報告をさせ、又は検査を行うことができる。

(補助金の交付)

第11条 補助事業者は、規則第15条の規定による通知を受けてから規則第17条の規定による請求書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に定める請求があったときは、審査を行い、適当であると認めるときは、請求書を受領した日から30日以内に補助金を交付しなければならない。

(財産の管理)

第12条 補助事業者は、補助金により取得した財産について、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 規則第22条第1項第2号の規定に基づき市長が定める処分を制限する財産は、補助金により取得した設備とする。

3 規則第22条第1項ただし書きの規定に基づき市長が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する法定耐用年数とする。

(交付決定の取消し)

第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、取消しにより交付決定を受けた者に損害があっても、市及び市長はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(4) 役員等（法人の役員又はその支店若しくは事務所の代表者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員であると認められるとき。

- (5) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (6) 暴力団員であることを知りながら、暴力団員を雇用し、又は使用しているとき。
- (7) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (8) 役員等又は使用人が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (9) 役員等又は使用人が暴力団又は暴力団員と密接な交際を有し、又は社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (10) この告示に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消す場合は、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第14条 前条第1項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について既に補助金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(関係書類の保管)

第15条 補助事業者は、補助金について経理を明らかにする帳簿を作成し、事業終了年度の翌年度から起算して10年間保存しなければならない。

(協力)

第16条 事業者は、補助事業の効果等に関し、市長が必要な調査をしようとするときは、これに協力しなければならない。

(雑則)

第17条 事業者は、この告示に疑義が生じたとき、この告示により難い事由が生じたとき、この告示に記載のない細部については、市長に速やかに報告し、その指示を受けるものとする。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

別表(第3条, 第4条, 第6条関係)

重点対策加速化事業

補助対象事業の区分	補助対象事業の内訳	補助の要件	補助対象者	補助率

充電設備	急速充電設備	国実施要領別紙2の2(2)	次に掲げる要件を全て満たすもの	補助対象経費の1/2以内
	普通充電設備	オ(ノ)の要件を満たすもの	1 充電サービス事業を営む法人であること。 2 充電設備を設置する土地の使用権限を有していること(借地の場合は、土地の使用許諾及び充電設備を設置することの許諾を取り、許諾を証する書類の提出が可能なこと。)	補助対象経費の1/2以内
太陽光発電設備	太陽光パネル設備	国実施要領別紙2の2(2)ア(ア)の要件を満たすもの	民間事業者(PPA、リース等を含む。)	1 補助対象経費の1/2以内(地方公共団体設置分) 2 定額(民間事業者設置分)
	蓄電池	国実施要領別紙2の2(2)ア(イ)の要件を満たすもの		1 補助対象経費の2/3以内(地方公共団体設置分) 2 補助対象経費の1/3以内(民間事業者設置分)
	エネルギーマネジメントシステム	国実施要領別紙2の2(2)ア(カ)の要件を満たすもの		補助対象経費の2/3以内
	自営線	国実施要領別紙2の2(2)ア(カ)の要件を満たすもの		補助対象経費の2/3以内

電気自動車購入	電気自動車購入	国実施要領別紙 2 の 2 (2) オ (ハ) の要件を満たすもの	民間事業者	定額又は車体価格の 1 / 3 以内
---------	---------	--	-------	--------------------